

事 務 連 絡
平成28年3月28日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国保共同電算システムの不具合に起因する事務処理誤り等への対応について

国保共同電算システムの不具合に起因する事務処理誤り等への対応については、「国保共同電算システムの不具合に起因する事務処理誤り等への対応について」（平成26年5月19日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）において示しているところです。

今般、当該事務連絡で改めてお示しすることとしていた療養給付費等負担金等の調整について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管下保険者において適切な取扱いがなされるようご配慮をお願いいたします。

記

1 療養給付費等負担金等の過大交付分の調整について

システムの不具合に起因する事務処理誤り等を是正した結果、各保険者において高額療養費及びその他の保険給付（以下「高額療養費等」という。）が過大支給となった場合、療養給付費等負担金の算定については、「不当利得の返還金に係る債権管理等の適正化について」（平成25年7月19日保国発0719第1号、保高発0719第1号）（以下「通知」という。）のⅡに基づき、従前の取扱いのとおり適切に処理を行うこと。また、通知においては返還金債権額を速やかに確定して調定を行うこととしているが、事務連絡の2に記載された方法により事務処理誤り等に係る保険給付の調整を行う場合も、同様に調定が必要であることを申し添える。

なお、過年度分として過大交付となった療養給付費等負担金、調整交付金及び組合調整補助金（以下「国庫負担金等」という。）については、例年秋頃に受付を行っている「会計検査院の指摘による返還及び自主返還」の返還額に含めて返還を行う予定であることから、消滅時効の時期を踏まえ、手続きに遅れが生じないように留意すること。

2 療養給付費等負担金等の過小交付分の調整について

システム不具合に起因する事務処理誤り等を是正した結果、各保険者において高額療養費等の追加支給を行った場合、国庫負担金等の算定については、従前の取扱いのとおり追加交付に要する費用を当該年度の対象費用に含めること。なお、過年度分の療養給付費等負担金が過小交付となった場合は、例年夏頃に受付を行っている追加交付の申請において対応する予定であることから、消滅時効の時期を踏まえ、手続きに遅れが生じないよう留意すること。

3 前期高齢者給付費額等の調整について

システム不具合に起因する事務処理誤り等を是正した結果、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）に報告している前期高齢者給付費額等（以下「前期給付費額等」という。）を訂正する必要がある場合は、次の連絡先（基金高齢者医療部）へ保険者名及び担当者名を明記の上、メールにより連絡を入れること。それにより、後日、基金から保険者のメールアドレス宛に対応方法の連絡（メール）があることから、当該連絡に従い事務処理を進めること。

連絡先：hosei@koreisha.ssk.or.jp （専用アドレス）

なお、前期給付費額等の訂正報告を行ったとしても、既に金額が確定している過年度分の前期高齢者交付金（納付金）の額が変更とならない場合は、過年度の国庫負担金等の額に影響が生じないため、特段の手続きは不要である。

4 退職被保険者等に対する療養給付費等交付金の調整について

退職被保険者又はその被扶養者（以下「退職被保険者等」という。）に係る療養給付費等交付金の算定は従来からの取扱いのとおり、「第三者行為に伴う損害賠償金等に係る療養に要した費用の取扱いについて」（昭和40年10月11日保険発第124号）の1（1）～（3）の「療養給付費負担金」及び「不当利得の返還金にかかる債権管理等の適正化について」（平成25年7月19日保国発0719第1号、保高発0719第1号）のⅠ及びⅡ1（1）～（3）の「療養給付費等負担金」は、「療養給付費等交付金」と読み替え適切に処理を行うこと。

具体的には、システム不具合に起因する事務処理誤り等を是正した結果、各保険者において退職被保険者等に係る高額療養費及びその他の保険給付（以下「退職被保険者等に係る高額療養費等」という。）が過大支給となった場合、債権額を確定させ、収納されるか否かにかかわらず速やかに調定し、不当利得に伴う返還金の額に係る療養に要した費用についての療養給付費等交付金の額を、調定した年度において交付すべき療養給付費等交付金の総額から控除すること。

また、各保険者において退職被保険者等に係る高額療養費等を追加支給した場合は、当該処理年度に交付すべき療養給付費等交付金の対象費用となること。